

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和5年3月30日付けで専決処分したので報告し承認を
求める。

令和5年 5月31日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭
和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条
第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令和 5 年 3 月 3 0 日 〕
〔 条 例 第 1 2 号 〕

太宰府市国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第21条第 1 項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第 2 号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第 3 号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第21条の 2 中「第22条の 2」を「第22条の 2 第 1 項」に改める。

第22条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 3 項中「第21条第 1 項」を「第21条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 4 項、第 5 項、第 7 項から第10項まで、第13項及び第14項中「第21条第 1 項の」を「第21条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。